

運 免 甲 達 第 8 号
令 和 3 年 3 月 1 日

関 係 所 属 長 殿

主	00	01	10	150	長期
---	----	----	----	-----	----

石 川 県 警 察 本 部 長

仮免許の取消しに関する事務処理要領の全部改正について（通達）

対号 平成28年3月18日付け運免甲達第6号「仮免許の取消しに関する事務処理要領の全部改正について（通達）」

仮免許の取消しについては、対号に基づき実施しているところであるが、この度、別添のとおり「仮免許の取消しに関する事務処理要領」を全部改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

別添

仮免許の取消しに関する事務処理要領

第1 総則

1 目的

この要領は、仮運転免許（以下「仮免許」という。）の取消しに関する基本的な事務処理の要領を定め、迅速・的確な処理を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 警察署等

警察署、警察本部交通指導課、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び地域課をいう。

(2) 警察署長等

警察署等の長をいう。

(3) 一定の病気等

道路交通法（以下「法」という。）第103条第1項第1号から第3号までをいう。

(4) 一定の病気等該当者

仮免許を受けた者で、一定の病気等のいずれかに該当することとなった者をいう。

(5) 本免許

運転免許試験合格後に交付される免許をいう。

(6) 現免許

現に受けている免許をいう。

第2 仮免許の取消し基準

法第106条の2及び道路交通法施行令（以下「令」という。）第39条の3の規定に基づき、仮免許の取消し基準を次のとおり定める。

1 法第106条の2第1項

(1) 令第39条の3第1項第1号

仮免許を受けた者が一定の病気等に該当することとなったとき（法第103条第1項第1号に該当することになった場合において、6月の間自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないと認められるときを除く。）。

(2) 令第39条の3第1項第2号

仮免許を受けた者が違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊したとき。

(3) 令第39条の3第1項第3号

仮免許を受けた者が酒酔い運転、無免許運転その他政令の規定に違反する行為（別表「仮運転免許の取消し基準となる違反行為」）をしたとき。

(4) 令第39条の3第1項第4号

仮免許を受けた者が次の行為をしたとき。

ア 令別表第4に規定の基準

重大違反唆し等で、次に該当するもの

- (ア) 酒酔い運転、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法第3条の3規定に基づく政令で定める物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転（以下「麻薬等運転」という。）、妨害運転（著しい交通の危険）又は救護義務違反に係るもの（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）
- (イ) 令別表第2の1の表に定める点数が25点である一般違反行為に係るもの
- (ウ) 令別表第2の1の表に定める点数が15点から19点までである一般違反行為に係るもの、人の死亡に係る道路外致死傷（故意によるものを除く。）又は人の傷害に係る道路外致死傷（治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。）でもつばら当該行為をした者の不注意によるもの
- (エ) 令別表第2の1の表に定める点数が6点から14点までである一般違反行為に係るもの又は人の傷害（治療期間が15日以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。）に係る道路外致死傷（令別表第4第3号及び令別表第5第2号から第4号までに掲げるものを除く。）

イ 令別表第5に規定の基準

道路外致死傷で、次に該当するもの

- (ア) 人の死亡に係る道路外致死傷で、故意（人の傷害に係るものを含む。）、危険運転致死傷又はアルコール等影響発覚免脱に当たるもの
- (イ) 人の傷害（治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。）に係る道路外致死傷で故意（人の殺害に係るものを含む。以下イにおいて同じ。）によるもの、危険運転致死傷又はアルコール等影響発覚免脱に当たるもの
- (ウ) 人の傷害（治療期間が30日以上3月未満であるものに限り、後遺障害が存するものを除く。）に係る道路外致死傷で、故意によるもの、危険運転致死傷又はアルコール等影響発覚免脱に当たるもの
- (エ) 人の傷害（治療期間が30日未満であるものに限り、後遺障害が存するものを除く。）に係る道路外致死傷で故意によるもの、危険運転致死傷又はアルコール等影響発覚免脱に当たるもの

2 法第106条の2第2項、令第39条の3第2項

臨時適性検査の通知を受けたものが、当該通知に係る適性検査を受けないと認めるとき（仮免許を受けたものから適性検査を受けたい旨の申出があった場合において、その申出に理由があると認められるときに行われる臨時適性検査を除く）。

3 法第90条第13項

仮免許の運転試験に合格した者が、法90条第1項第1号から第2号までのい

ずれかに該当するとき。

(1) 法第90条第1項第1号

次に掲げる病気にかかっている者

ア 幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの

イ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの

ウ ア又はイに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの

(2) 法第90条第1項第1号の2

介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である者

(3) 法第90条第1項第2号

アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

第3 取消し事案の検挙及び認知

1 警察署長等は、第2で定める仮免許の取消し事案を検挙又は認知したときは、直ちに運転免許課長に対し仮免許取消事案発生速報（別記様式第1）により速報すること。

2 警察署長等は、一定の病気等該当者を発見したときは、石川県道路交通法施行細則執行に関する訓令（昭和47年石川県警察本部長訓令第18号）第30条に定める臨時適性検査検討対象者発見報告書により、速やかに報告すること。

第4 取消し処分の決定

1 違反事実の審査

運転免許課長は、警察署長等からの速報に基づき事実を適正に審査の上、処分の決定を行うこと。

2 臨時適性検査の実施

運転免許課長は、一定の病気等該当者の認定に当たっては、石川県安全運転学校における臨時適性検査の結果及び専門医（嘱託医）の適正な診断により処分の決定を行うこと。

第5 処分の執行

1 処分の執行依頼

運転免許課長は、仮免許の取消しを決定した場合は、直ちに、仮運転免許取消し執行依頼（別記様式第3）により、警察署長等に対して執行を依頼すること。

2 取消し通知

(1) 警察署長等は、仮運転免許取消し執行依頼を受けた時は、仮運転免許取消処分弁明録取書（別記様式第2）を作成し、仮運転免許取消し執行依頼及び仮運転免許取消し処分通知書（別記様式第3）の写しを作成し保管の上、被処分者に対し、仮運転免許取消し処分通知書により通知して執行し、仮免許を提出させること。

(2) 被処分者が免許証不携帯の場合においても、確実に仮免許証を提出させること。

3 被処分者に対する教示

警察署長等は、仮免許取消しを執行する際に、被処分者に対し次のことを教示すること。

- (1) 仮免許の取消し事由となった違反等は、点数制度により警察庁情報処理センターに登録され、本免許の拒否又は保留の対象となること。
- (2) 一定の病気等該当者が仮免許を取り消された後、再度仮免許取得を希望する場合は、事前に運転免許課適性検査係に相談すること。
- (3) 仮免許の取消しを受けた後も運転を続ければ、無免許運転として点数が追加され、本免許の拒否の対象となること。
- (4) 仮免許の取消し処分は欠格期間の指定がないので、新たな仮免許試験の受験を妨げるものではないこと。
- (5) 指定自動車教習所に入校中に仮免許を取り消された者が、新たに指定自動車教習所で仮免許修了検定を受検しようとする場合は、道路交通法施行規則第34条第3項第4号による一定の教習の後でないと、仮免許修了検定の受検はできないこと。
- (6) 仮免許取消し処分に不服のある場合は、行政不服審査法に基づき、処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に、公安委員会に対し審査請求をすることができること。

4 関係書類の保管等

- (1) 警察署長等は、仮免許取消しを執行したときは、仮運転免許取消し処分通知書の写し及び仮運転免許取消し執行依頼の写しに一連番号を付し、警察署等の仮免許取消し事案簿として保管すること。
- (2) 警察署長等は、仮免許取消しを執行したときは、仮免許証、仮運転免許取消し執行依頼及び仮運転免許取消処分弁明録取書並びに当該事案の関係書類を、速やかに運転免許課長に送付すること。
- (3) 運転免許課長は、警察署長等から仮免許取消し事案発生速報を受理したときは、一連番号を付し一括保管すること。
- (4) 運転免許課長は、仮免許を取り消した場合、警察署等から送付を受けた仮運転免許取消し執行依頼に処分番号を付し、仮免許証及び仮運転免許取消処分弁明録取書並びに当該事案の関係書類とともに編冊し、仮免許取消し事案簿として保管すること。
- (5) 運転免許課長は、仮免許を取り消した場合、運転免許課保管の仮免許台帳の被処分者について朱線で抹消し、取消し年月日、処分番号を記入し、取消しの状況を明らかにしておくこと。

第6 他都道府県に住所を有する者の取扱い

1 速報

警察署長等は、仮免許の取消し該当者が他都道府県に住所を有するものであるときも、第3に準じ運転免許課長に速報すること。

2 他都道府県警察への通報

運転免許課長は、前記速報を受理したときは、直ちに、事案の内容及び弁明

の要旨を、その者の住所地を管轄する都道府県警察運転免許課長に通報すること。

第7 その他

1 留意事項

(1) 違反行為事実の認定について

違反行為による仮免許の取消しは、警察官の現認によることが多いと思われるが、交通事故の捜査等により判明するいわゆる認知事案については、実況見分調書等の作成や目撃者の供述調書等により、違反を立証すること。

(2) 指導者の責任について

仮免許者の運転中には指導者の同乗が定められており、交通違反や交通事故の発生に際し、同乗指導者の指導内容が原因となる場合もあり得るので、指導者の責任追及について配慮すること。

(3) 仮免許と現免許の関係について

ア 仮免許を受けている者が、現免許を有していて仮免許による自動車の運転によって令第39条の3第1項第2号から第4号までに該当した場合、その違反行為は仮免許の取消しと現免許の取消し又は停止の事由となる。

イ 仮免許を受けている者が、現免許による自動車の運転によって前記(1)の違反行為等をしたときについても、仮免許の取消しと現免許の取消し又は停止の事由となる。

ウ 一定の病気等該当者においては、仮免許の取消しと現免許の取消し事由となる。

2 文書等の保存期間

文書の保存期間は、次のとおりとする。

(1) 警察署等

仮免許取消し事案簿	1年
-----------	----

(2) 運転免許課

仮免許取消し事案簿	8年
-----------	----

仮免許取消し事案発生速報	8年
--------------	----

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

別表

仮運転免許の取消し基準となる違反行為

違 反 態 様		根 拠 規 程
1	救護義務違反	法第117条
2	酒酔い運転	法第117条の2第1号
3	麻薬等運転	法第117条の2第3号
4	妨害運転（著しい交通の危険）	法第117条の2第6号
5	無免許運転	法第117条の2の2第1号
6	酒気帯び運転	法第117条の2の2第3号
7	過労運転	法第117条の2の2第7号
8	妨害運転（交通の危険のおそれ）	法第117条の2の2第11号
9	共同危険行為等禁止違反	法第117条の3
10	携帯電話使用等（交通の危険）	法第117条の4第1号の2
11	速度違反（30キロ以上、高速道は40キロ以上）	法第118条第1項第1号
12	積載重量違反（大型、中型、大型特殊自動車 10割以上）	法第118条第1項第2号
13	緊急自動車無資格運転	法第118条第1項第7号
14	仮免許運転違反（指導者によらない運転）	法第118条第1項第8号
15	無車検車両運行	道路運送車両法第58条第1項
16	無保険車両運行	自動車損害賠償保障法第5条

決 裁	本 部 長	交 通 部 長	課（署）長	次席(副署長)	補佐(課長)	係 長	主 任	係		
仮 免 許 取 消 事 案 発 生 速 報										
発 信 年 月 日		年 月 日 午 前 ・ 午 後 時 分								
取扱警察署(隊)				発信取扱者				事 件 番 号		
				受信取扱者						
被 処 分 者	①本 籍									
	②住 所						職 業			
	③氏 名				④性 別	男	⑤生年月日	年 月 (日 歳)		
					女					
	⑥免 許 種 別	仮 免 許		本 免 許			⑩ 違 反 車 両			
	⑦免 許 番 号	第 号		第 号						
	⑧交 付	年 月 日 県		年 月 日 県						
⑨免許の種別										
処 分 事 由										
⑪ 発 生 年 月 日		年 月 日 午 前 ・ 午 後 時 分								
⑫ 発 生 場 所						路線名				
⑬ 違 反 行 為										
⑭ 違 反 の 形 態										
⑮ 違 反 行 為 等 の 内 容										
		(目撃者 ☐ 有 ☐ 無)								
被 害 者	⑯ 生 年 月 日	年 月 日 (歳)			氏 名			⑰性 別	男	女
	⑱被害の状態	☐ 歩行者 ☐ 同乗者 ☐ 被害車両の運転者 ☐ 被害車両の同乗者 ☐ その他								
⑲ 被 害 状 況		死亡	負 傷		治療日数	物損 (車両・家屋・ その他)	⑳不注意 の程度	重い	軽い	
			重傷	軽傷						
免許携帯の有無		仮免許 ☐ 有 ☐ 無		本免許 ☐ 有 ☐ 無		入校指定校名				

仮運転免許取消処分弁明録取書

本籍

住所

氏名

年 月 日生

上記の者に対し、	年	月	日本職は、仮免許の
取消しをしようとする理由を告げてその弁明を聞いたところ、次			
のとおり供述した。			
前同日			
警察署			
司法			

第 号

仮運転免許取消し処分通知書

下記の理由により、あなたの免許を取り消したので通知します。

年 月 日

石 川 県 警 察 本 部 長

住 所			
氏 名			
免 許 証 の 番 号	第 号 年 月 日	石川県警察本部長 交付	
免許の種類			
理 由	(処分の根拠法条) ☐ 道路交通法第106条の2第1項 ☐ 同法施行令第39条の3 第1項第 号 ☐ 道路交通法第106条の2第2項 ☐ 同法施行令第39条の3 第2項 ☐ 道路交通法第90条第13項		
	(処分事由)		

- 1 この処分に不服あるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に石川県公安委員会に審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表とするものは石川県公安委員会となります。)提起することができます。なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

発信 年月日	年	月	日	午前 午後	時	分
発信者		発信 取扱者		受信者		受信 取扱者

仮運転免許取消し執行依頼について

通報のあった事案については、仮免許の取消しに決定したので次により貴警察署
(課・隊)長において執行方依頼する。

年 月 日

石 川 県 警 察 本 部 長

警察署(課・隊)長 殿

住 所			
氏 名			
免許証の 番 号	第 号 年 月 日	石川県警察本部長	
免許の種類			
理 由	(処分の根拠法条) ☐ 道路交通法第106条の2第1項 ☐ 同法施行令第39条の3 第1項第 号 ☐ 道路交通法第106条の2第2項 ☐ 同法施行令第39条の3 第2項 ☐ 道路交通法第90条第13項		
	(処分事由)		

受 領 書

仮運転免許取消し処分通知書を確認に受領しました。

年 月 日

住所

氏名

警 察 署 長 殿